

# 教育委員会提出議案

## 第13号議案

国登録有形文化財への登録申し出に伴う意見書の提出について

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

国登録有形文化財への登録申し出に伴う意見書の提出について

国登録有形文化財（建造物）への登録申し出に伴う教育委員会の意見書の提出について、次のとおり決定する。

### 1. 根拠法令

文化財保護法第57条及び第189条の規定による

### 2. 審議事項

#### (1) 国登録有形文化財（建造物）の推薦

##### ①有形文化財（建造物）

名 称	ソルフェージュスクール（昭和42年築）
所 在 地	豊島区目白4-23-10
員 数	1棟
所 有 者	公益財団法人ソルフェージュスクール

### 3. 推薦の理由

別紙「文化財登録原簿への登録手続きについて（意見）」の通り

(説 明)

当該建造物所有者より、国登録有形文化財（建造物）への登録申し出があったことに伴い、文化財保護法57条に規定する文化財登録原簿への登録手続きを行うにあたり、同法189条に基づく教育委員会の意見書を添えるため、本案を提出する。

文部科学大臣 殿

豊島区教育委員会  
教育長 金子智雄

文化財登録原簿への登録の手続きについて（意見）

下記建造物について、登録有形文化財（建造物）として保存及び活用のための措置を講ずることが妥当と認められるため、文化財保護法第 189 条の規定により、意見を提出します。

については、同法第 57 条第 1 項に規定する文化財登録原簿への登録手続きを執ることをお願いいたします。

なお、本意見は同法第 57 条第 2 項に規定する意見として取扱って差し支えありません。

記

- 1 名称 : ソルフェージュスクール
- 2 員数 : 1 棟
- 3 所在の場所 : 東京都豊島区目白 4-23-10
- 4 構造、形式及び大きさ : 鉄筋コンクリート造陸屋根・波型スレート葺 3 階建  
延床面積 : 1 階 75.31 m<sup>2</sup>  
2 階 109.78 m<sup>2</sup>  
3 階 109.78 m<sup>2</sup>
- 5 所有者の氏名または名称 : 公益財団法人ソルフェージュスクール
- 6 所有者の住所 : 東京都豊島区目白 4-23-10
- 7 建設年代 : 昭和 42 年（1967）※別紙「具申理由」参照
- 8 備考（他分野の指定・登録等の保護措置の有無） : 無

担当

豊島区教育委員会事務局教育部  
庶務課文化財グループ 担当 : 田中  
TEL : 03-3981-1190 FAX : 03-3980-5163  
E-mail : A0024004@city.toshima.lg.jp

令和6年3月27日

### 文化財登録原簿への登録手続きについて（具申理由）

今回、文化財登録原簿への登録手続きについて意見具申するのは、豊島区目白4丁目23番10号に位置するソルフェージュスクールである。

ソルフェージュスクールは、昭和42年（1967）10月25日に竣工した。建物の設計は東京芸術大学建築科の教授であった吉村順三（1908～1997）である。吉村はチェコ人建築家のアントニン・レーモンドに師事してアメリカ合衆国で建築を学んだ。本建物の構造は鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延床面積300㎡である。1階にホールや職員室など5部屋があり、2階に教室と楽器庫など8部屋を廊下で繋ぎ、3階に100人を収容できるホールを備えている。

公益財団法人ソルフェージュスクールは、バイオリニストの大村多喜子（1916～2012）によって発足した音楽の基礎教育を行なう「ソルフェージュ教室」が前身となっている。はじめ山脇服飾美術学院（東京都千代田区九段南）を間借りしていたが、生徒数の増加に伴い、昭和42年（1967）に現在地に移転し、ソルフェージュスクールと改称し、新校舎の設計を大村の夫である吉村順三が手がけた。設計が進められたのは、当時の設計図に記載された日付から昭和40年（1965）～昭和41年（1966）にかけて行なわれたことが分かる。

吉村の建築には、ピアニストの園田高広が住んだ旧園田家住宅スタジオ（1955年建築・目黒区・国登録有形文化財）、愛知県立芸術大学奏楽堂（1969年建築）、青山タワーホール（1969年建築）、カニンガム・ハーモニー・ハウス（1983年建築）、八ヶ岳高原音楽堂（1988年建築）と続く、音楽にかかわる建築がある。本建物は、そのような吉村の音楽にかかわる建築の中でも、初期のものである。

本建物の設計には、住宅地に建つ音楽教室という立地条件から、楽器の演奏にとって適切な部屋の大きさと音の響き、外部への遮音、近接住宅に対するプライバシーの保護という課題に配慮されている。音楽教室として音の響きに好ましい形状で設計され、かつ住宅地の環境に溶け込むような建築思想で建てられており、竣工から変わらず音楽教室という用途で使用され、家具も含めて当時のものをよく残している。このようなことから、吉村の建築思想と設計方法を伝える貴重な建築といえる。また、長年、児童向けの音楽教室や1年2回の公開コンサートなどの音楽活動を通じて目白地域に根付いた存在であり、地域の教育・文化を今後も担っていくことが期待される地域資源としての建築という価値も持ち合わせている。

以上のことから、国登録有形文化財登録基準（2）の「造形の規範となっているもの」に該当すると考えられるので、ソルフェージュスクールについて、文化財保護法第57条に規定する文化財登録原簿への登録手続きを執ることを、同法第189条の規定により具申する。

## 【参考資料1】

### 文化財保護法（抜粋）

（有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第百八十二条の二第一項若しくは第百八十三条の五第一項の規定又は文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第十六条第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

～中 略～

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

## 【参考資料 2】

### 国登録有形文化財の登録までの手続き

#### ◎国登録文化財（建造物）登録までの流れ

- |  |                     |
|--|---------------------|
| < 1 >所有者より国有形文化財の登録の申入                   | 所有者→豊島区教育委員会（文化財G）  |
| ↓  |                     |
| < 2 >東京都教育委員会に打診<br>↓（実質的な情報提供）          | 区文化財G→東京都教育委員会      |
| < 3 >文化庁に打診（視察日程調整等）                     | 東京都教育委員会→文化庁        |
| ↓  |                     |
| < 4 >視察日程の決定<br>↓（急に決まる）                 | 文化庁→東教委→区文化財G→所有者   |
| < 5 >視察（文化庁・都教委・区文化財G・所見執筆者・所有者）         |                     |
| ↓  |                     |
| < 6 >書類提出のタイミング指示                        | 文化庁・都教委→区文化財G・所有者   |
| ↓  |                     |
| < 7 >区文化財保護審議会委員に相談                      | 区文化財G→審議会委員（建造物担当）  |
| ↓  |                     |
| <u>&lt; 8 &gt;区教育委員会で推薦について検討</u>        | <u>区文化財G→区教育委員会</u> |
| ↓  |                     |
| < 9 >書類の提出                               | 所有者→区文化財G→都教委→文化庁   |
| ↓  |                     |
| < 10 >区文化財保護審議会に報告                       | 区教育委員会（文化財G）→保護審議会  |
| ↓  |                     |
| < 11 >文化審議会で審議・答申<br>↓（6月・9月・12月・3月に開催、） | 文化庁・文化審議会           |
| < 12 >登録原簿に記載<br>↓（答申後3ヶ月くらい）            | 文化庁・文部科学省           |
| < 13 >官報掲載（年度末に一挙掲載）<br>↓（官報掲載後2ヶ月くらい）   | 文部科学省               |
| < 14 >銅板プレート送付                           | 文科省→都教委→区文化財G→所有者   |

## ■ソルフェージュスクール（1967年）について

### 1. 沿革と建設までの経緯

ソルフェージュスクールは、1961年4月、ヴァイオリニストの大村多喜子（1916～2012年）によって創設され、音楽の基礎教育を行う音楽教室「ソルフェージュ教室」として発足する。教師陣は、大村と、音楽仲間の富永三郎、深井利江、宅孝二、林紀子、青木十良の6名で構成され、それぞれが教えていた生徒25名を集めてのスタートだった。開校当初は、学院長の原あやめの厚意から、山脇服飾美術学院（東京都千代田区九段南）を間借りして教室に充てていたが、生徒数が増加したため、1967年、現在地の豊島区目白に新校舎を建設して移転する。この時から、「ソルフェージュスクール」と称することになる。建物の設計は、大村の夫で東京芸術大学建築科教授の吉村順三（1908～97年）が手がけた。設計図に記載された日付（昭和41年2月15日）から、設計が進められたのは、1965年から1966年までであり、建設工事は、1966年から1967年にかけてであることが分かる。なお、1977年4月1日には、財団法人日本ソルフェージュ振興会が設立され、2012年4月1日には、公益財団法人ソルフェージュスクールへ移行登記がなされた上で、現在まで音楽教育が続けられている。

### 2. 建物について

敷地は、閑静な住宅地にあり、北側と西側を幅員4mの道路に面している。敷地面積約160㎡に建つ、鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延床面積約300㎡の建物には、1階にホールと職員室などの諸室、2階に個別のレッスンに供する教室5部屋と楽器庫、3階に100人を収容できるホールが配置されている。住宅地に建つ音楽教室という特殊な用途から、建築に求められたのは、楽器の演奏にとって適切で快適な部屋の大きさと音の響き、外部への遮音であり、近接する周囲の住宅に対するプライバシーの保護という課題だった。そこで、吉村は、斜線規制や高さ制限の枠組みを有効に活かすために、1階と2階の階高を住宅のスケール感に近い2,520mmに抑えることで、3階のホールに十分な天井高を確保し、斜線規制を逆手に取り、勾配屋根とすることによって、ホールとしての空間の容積を確保しつつ、音の響きにとって好ましい形状を創り出している。また、遮音と周囲の住宅への見下ろしによるプライバシーの侵害を防ぐために、外周に設けた開口部は高さを600mmに抑えつつ、窓台の下部に設けた収納戸棚により、適度な視界の制限を与えている。さらに、1階の北側にカーポートを兼ねた広いピロティを取って、そこに小さな玄関を設けることで、閑静な住宅地に相応しいたたずまいを実現している。そして、2階の外壁を1階よりわずかに張り出すことによって、建物の外観を分節し、周囲の住宅に馴染むスケール感を生み出している。

### 3. 評価

この建築は、設計者の吉村順三が、ヴァイオリニストの大村多喜子夫人との共同により実現させた音楽教室とホールであり、周囲の環境に溶け込みながら、半公共的な施設としての品格を備えた良質なたたずまいを持っている。それは、数多くの住宅の設計で培われてきた独自の建築思想と設計方法によって初めて実現できたものである。そこには、ピアニストの園田高弘邸（1955年）から、愛知県立芸術大学奏楽堂（1969年）、青山タワーホール（1969年）、カニンガム・ハーモニー・ハウス（1983年）、八ヶ岳高原音楽堂（1988年）へと続く吉村の音楽にかかわる建築に共通して流れる簡素で人間的な空間の質感とスケール感が備わっている。しかも、竣工から変わらずに運営され、大切に維持されてきたことによって、家具も含めて原形を良く保っており、吉村の建築思想と設計方法を伝える貴重な建築である。さらに、長年にわたる音楽教室の活動により、地域に根づいた存在としての意味も併せ持っている。以上のことから、生きた文化遺産であり、地域資源としての建築としての価値を有するものと認めることができる。

所見記入者：神奈川大学建築学部建築学科 教授  
松隈 洋